

議第73号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の3の次に次の8号を加える。

- (3)の4 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定の申請にあつては1件につき30,000円、指定地域密着型介護老人福祉施設以外の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請にあつては1件につき20,000円
- (3)の5 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定の更新の申請にあつては1件につき15,000円、指定地域密着型介護老人福祉施設以外の指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請にあつては1件につき10,000円
- (3)の6 指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき20,000円
- (3)の7 指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円
- (3)の8 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき15,000円
- (3)の9 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき8,000円
- (3)の10 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき15,000円
- (3)の11 指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき8,000円

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3号の4から第3号の11までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

平成29年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士